小型機船底びき網漁業

		制 限 措 置 (規則第 11 条関係)						
番号	漁業種類	許可等をすべき 船舶の数	船舶の総トン数	推進機関 の馬力数 (旧漁船法 馬力数)	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	申請期間
2-	手繰第2種	12隻	5トン未満	48 キロワット	次の①、タ、ソ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びナの各点を順次に結ん	1月1日から	中津市(三光、本耶馬渓町、耶馬溪町及び山国町を除く。)、宇	令和7年11月21日から
1-1	こぎ網漁業			(15) 以下	だ線とナからトに至る間における姫島の最大高潮時海岸線から8,00	12月31日まで	佐市(安心院町及び院内町を除く。)又は豊後高田市に住所を	同年12月21日まで
					0メートルの距離の線並びにト、⑥、⑤、④、③、②及び①の各点を順		有する者	
					次に結んだ線以内の海域			
					ク 福岡県行橋市蓑島頂上と山口県小野田市本山岬南端とを結ぶ線の			
					中央点			
					ケ 山口県宇部市丸尾崎突端とチの点を結ぶ線と、山口県宇部市大字			
					沖宇部旧宇部岬漁港防波堤燈台跡に設置した標柱と大分県宇佐市長 洲港導流堤燈台とを結ぶ線との交点			
					コ 山口県宇部市丸尾崎突端と大分県宇佐市長洲港導流堤燈台とを結			
					ぶ線と、山口県宇部市大字沖宇部旧宇部岬漁港防波堤燈台跡に設置			
					した標柱と大分県東国東郡姫島村三ツ石鼻西端とを結ぶ線との交点			
					サ 山口県防府市タズノ鼻突端と大分県東国東郡姫島村観音崎突端と			
					を結ぶ線と、山口県防府市竜宮崎突端と大分県国東市国見町琵琶崎			
					突端とを結ぶ線との交点			
					シ 大分県東国東郡姫島村丸石鼻突端と山口県光市杵崎突端とを結ぶ			
					線と、山口県防府市佐波島頂上と山口県熊毛郡上関町小祝島西端と			
					を結ぶ線との交点			
					ス 大分県東国東郡姫島村姫島燈台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端 とを結ぶ線と、山口県光市村崎突端と大分県国東市国東町富来港燈			
					こで和か称と、田口宗九川中間大师こ八万宗国宋川国宋町富木径短 台とを結ぶ線との交点			
					ソ 山口県宇部市大字沖宇部旧宇部岬魚郷坊波堤燎台跡に設置した標			
					柱と福岡県豊前市宇島港燈台とを結ぶ線と、福岡県行橋市蓑島頂上			
					と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結ぶ線との交点			
					タ チの点から真方位6度15分の線と、福岡県行橋市蓑島頂上と大			
					分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結ぶ線との交点			
					チ 大分県と福岡県との最大高潮時海岸線における境界点			
					ツ 山口県宇部市大字沖宇部旧宇部岬魚港防波堤燈台に設置した標柱			
					と大分県国東市国見町琵琶崎突端とを結ぶ線と、山口県防府市佐波			
		<u> </u>		<u> </u>	島頂上と大分県豊後高田市高田港燈台とを結ぶ線との交点			

	制限措置(規則第11条関係)							
番号	漁業種類	許可等をすべき 船舶の数	船舶の総トン数	推進機関 の馬力数 (旧漁船法 馬力数)	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	申請期間
					テ 大分県国東市国見町伊美崎突端と山口県山口市竹島頂上とを結ぶ線と、大分県宇佐市豊前長洲港導流堤灯台と山口県坊府市野島南端とを結ぶ線との交点 ト 大分県東国東郡姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、ツの点とテの点とを結ぶ線の延長線との交点 ナ 大分県東国東郡姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、同県東国東郡姫島村姫島燈台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点 ニ 大分県国東市国東町富来港燈台 ヌ 山口県宇部市旧宇部港赤燈台とチの点とを結ぶ線の中央点ネ チの点から真方位6度15分の線上17,000メートルの点① チの点から真方位6度15分の線上4,000メートルの点② 中津市と宇佐市との最大高潮時海岸線における境界点から22度(磁針方位)の線上4,000メートルの点③ 豊後高田市西国東干拓第2工区北東端から323度45分(磁針方位)の線上1,600メートルの点 ④ 豊後高田市日野と同市堅来との最大高潮時海岸線における境界点から350度(磁針方位)の線上3,000メートルの点⑤ 豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点から350度(磁針方位)の線とツの点とテの点とを結んだ線との交点⑦ 豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点から350度(磁針方位)の線とツの点とテの点とを結んだ線との交点⑦ 豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点から320度(磁針方位)の線上4,000メートルの点8 豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点から350度(磁針方位)の線上6,000メートルの点8			
2- 1-2	手繰第2種こぎ網漁業	17隻	5トン未満	48 キロワット (15) 以下		1月1日から 12月31日まで	国東市、東国東郡姫島村、杵築市(山香町及び大田を除く。)、 速見郡日出町、別府市又は大分市(旧大分郡野津原町の区域並 びに大字佐賀関、大字白木及び大字一尺屋を除く。)に住所を 有する者	令和7年11月21日から 同年12月21日まで

	制 限 措 置 (規則第11 条関係)							
番号	漁業種類	許可等をすべき 船舶の数	船舶の総トン数	推進機関 の馬力数 (旧漁船法 馬力数)	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	申請期間
					おける国東市の最大高潮時海岸線から6,000メートルの距離の線以内の海域 (2) 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及びトの各点を順次に結んだ線とトからチに至る間における杵築市及び速見郡日出町の最大高潮時海岸線から2,000メートルの距離の線並びにチ、リ、ヌ、ル及びヲの各点を順次に結んだ線以内の海域 イ 国東市安岐町旧安岐崎灯台 ロ 旧安岐崎灯台から90度(磁針方位)の線上6,000メートルの点 ハ 杵築市美濃崎と大分市関崎とを結んだ線上美濃崎から3,000メートルの点 ニ 美濃崎と大分市青崎鼻とを結んだ線上美濃崎から1,000メートルの点 ホ 杵築市守江灯台と大分市青崎鼻とを結んだ線上等江灯台から1,000メートルの点 ト 杵築市加買鼻と美濃崎とを結んだ線上権現鼻から1,000メートルの点 ト 杵築市加買鼻と大分市関崎とを結んだ線上権現鼻から2,000メートルの点 リ 日出町大神大崎鼻と大分市大分川河口右岸とを結んだ線と大分市高崎山頂上と北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点 ヌ 北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点 の点 ル 愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬 ヲ 大分市関崎			

備考

- 1 「旧漁船法馬力数」は、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)附則第2条第1項及び第2項の規定により推進機関の馬力数がなお従前の例によることとされる船舶の推進機関に適用する。
- 2 この告示に係る許可の有効期間は、許可の通知日から令和8年5月10日までとする。
- 3 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。